

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

2 所管事務の調査（報告）

- (1) 大規模地震発生時における公設防火水槽の活用に関する協定の締結について
- (2) 川崎区日進町簡易宿泊所火災原因調査結果について

大規模地震発生時における公設防火水槽の活用に関する協定の締結について

1 協定締結の背景・目的

平成28年1月現在、当市の防火水槽は、公設538基となっておりますが、市内の充足率に関しては92.5パーセントでございます。

消防局として、毎年予算要求し、計画的に拡充を進めておりますが、公園等の公有地など、用地の確保については、苦慮しているところでございます。

また、川崎市の地域特性として、多摩川に沿って南東から北西に細長い地形となっており、隣接する横浜市との市境の未充足地域を解消するための用地確保は、特に困難となってきております。

【防火水槽の整備基準】

川崎市消防局では、震災時等の消火栓使用不能時の水利について、基準点を川崎市消防局（川崎区南町20-7）とし、市域の市街地を一辺500メートルの正方形で網目状に区画し、市域の一部がかかれば1区画として震災時基準区画とし水利整備しています。

防火水槽設置実績（最近5年間）

平成23年度・・・2基	平成26年度・・・4基
平成24年度・・・5基	平成27年度・・・4基
平成25年度・・・5基	

2 協定の概要

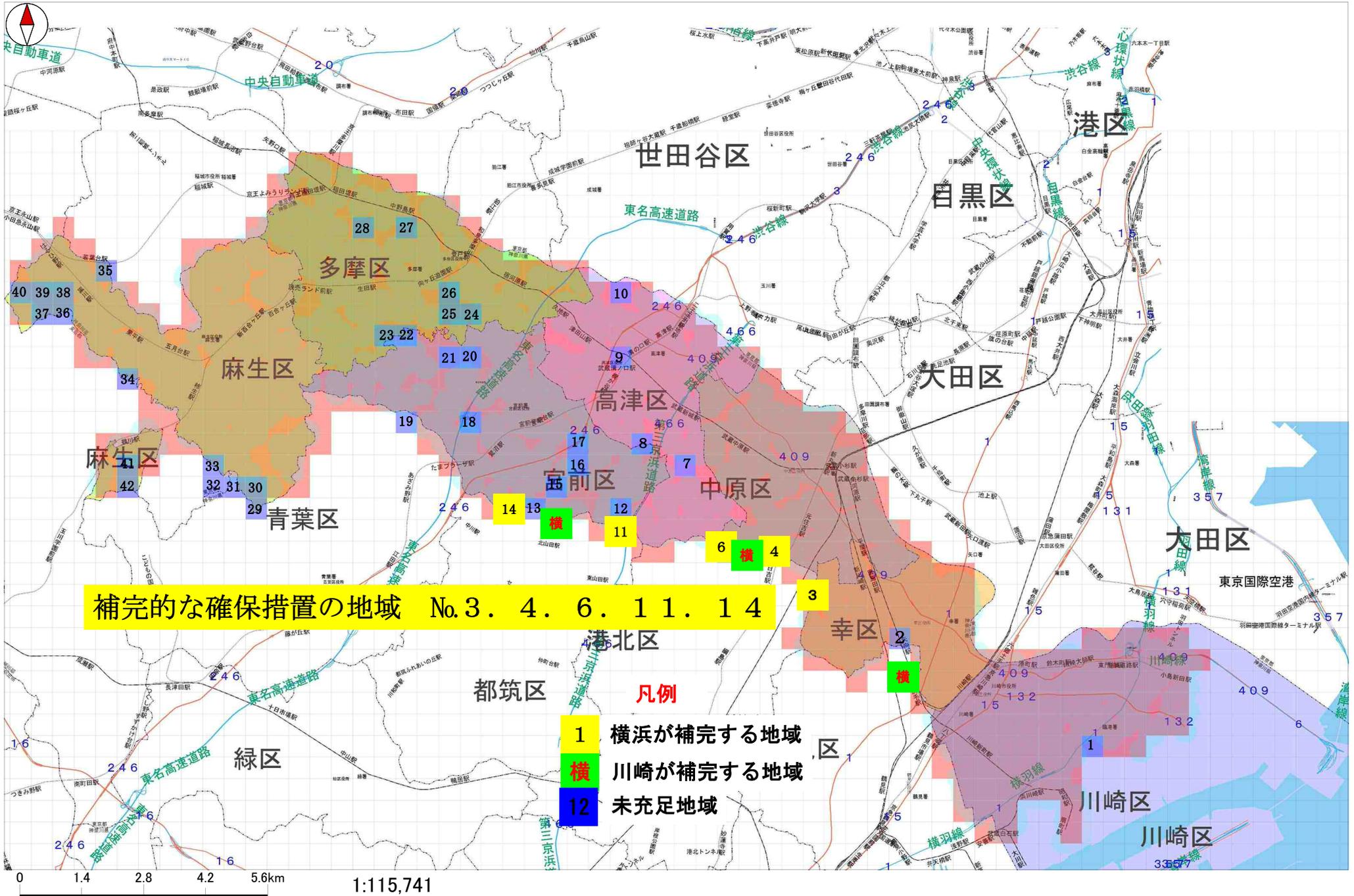
現在、横浜市消防局とは神奈川県下消防相互応援協定に基づき、隣接地域の火災時には消火活動を協力しておりますが、水利に関しては特別な協定等はございません。

震災時における消火栓以外の水利確保の重要性を鑑み、当該地域の防火水槽が整備されるまでの間、横浜市と川崎市の市境における相互の防火水槽を活用する協定を締結することは、水利不足が懸念される地域の防災力の大きな向上に繋がり、さらには、本市の防火水槽の未充足地域41箇所の中の5箇所に対する補完的な確保措置がとれたこととなります。（別添資料参照）

3 締結日

平成28年2月12日（金）

防火水槽未充足地域図



川崎区日進町簡易宿泊所火災原因調査結果について

1 火災の概要

平成27年5月17日（日）、川崎区日進町26番地3簡易宿泊所「吉田屋」から発生した火災は、宿泊客11名が死亡するとともに付近住民を含め17名が負傷しました。

この火災による焼損棟数は6棟、焼損延べ床面積は1,008平方メートルとなっています。

消防局は、消防法第31条の規定に基づき火災原因調査を実施するため、神奈川県警察及び総務省消防庁（以下「消防庁消防研究センター」という。）と合同で実況見分を実施し、その後様々な調査を経て火災原因判定に至りましたので、その結果についてお知らせ致します。

2 消防庁長官調査について

本火災は、多数の死傷者が発生するなど社会的影響が大きいとして、消防法第35条の3の2の規定に基づき、消防庁長官の火災原因調査が実施されました。

よって、消防局は、火災発生当初から消防庁消防研究センターと連携を密にし、調査を進めてきました。

3 調査実施状況

(1) 実況見分（5月18日～5月25日）

神奈川県警察、消防庁消防研究センターと合同で実施

(2) 吉田屋宿泊客等各関係者からの聴取（火災発生当初から随時）

計40名から聴取

(3) 油分鑑定（5月18日～平成28年1月22日）

火災現場から収去した残渣物について、ガスクロマトグラフ質量分析計（消防局保有機器）にて油分鑑定を実施

(4) 燃焼予備実験（10月29日、30日）

消防庁消防研究センターと合同で、あらゆる火源の否定等、小規模な燃焼実験を実施

(5) 燃焼本実験（12月3日）

消防庁消防研究センターと合同で、吉田屋1階の必要区画を実大規模で再現し、大規模な燃焼実験を実施

(6) 火災シミュレーション（5月18日～12月18日）

消防庁消防研究センターと合同で、火災発生当時、吉田屋建物内で起きていた火災現象を視覚的に捉えるため、コンピュータを使用しての火災シミュレーションを実施

4 調査結果

(1) 出火建物

簡易宿泊所「吉田屋」

(2) 推定出火時分

平成27年5月17日（日）2時8分頃（119番入電：2時10分）

(3) 出火箇所

吉田屋1階ホール

(4) 火災原因の検討

火災原因として考えられる、「たばこ」、「電気関係」、「ガス」、「放火」について詳細な調査を実施

ア たばこ

実況見分結果、燃焼実験の結果及び各関係者の供述等から考察したところ、出火の可能性を否定

イ 電気関係

漏電や屋内配線等が起因する火災について、実況見分結果、消防用設備の試験及び各関係者の供述等から考察したところ、出火の可能性を否定

ウ ガス

実況見分結果、各関係者の供述等から考察したところ、出火の可能性を否定

(5) 放火について

ア 出火箇所であるホールに火の気はなく、現場調査時にも火源は認められなかったこと。

イ 吉田屋玄関は施錠されておらず、出入りは自由であること。

ウ 各宿泊客の供述から2時9分頃（自動火災報知設備ベル鳴動時分）火災を発見時、既に建物内の大部分が延焼しており、通常では考えられない延焼速度であったこと。

エ ホール及び玄関より収去した残渣物からガソリンの成分を検出したこと。

オ 吉田屋1階を再現して燃焼本実験（ホールにガソリンをまいて着火）を行った結果、時間経過や燃焼状況が火災発生時と一致したこと。

カ ホールにおいて可燃性液体が燃焼したと仮定して、火災シミュレーションを行った結果、時間経過や燃焼状況が火災発生時と一致したこと。

(6) 火災原因

本火災は、深夜、何者かが吉田屋1階ホール付近にガソリンをまき、有炎火を用いて放火したものと判定する。



写真1 実況見分前



写真2 実況見分後



写真3 消防用設備の発掘（感知器）



写真4 出火箇所の復元（1階ホール）



写真5 燃烧実験建物（1階部分を再現）



写真6 ホール（出火箇所）



写真7 実験実施状況



写真8 実験実施状況

火災シミュレーション状況（消防庁消防研究センターと合同で実施）

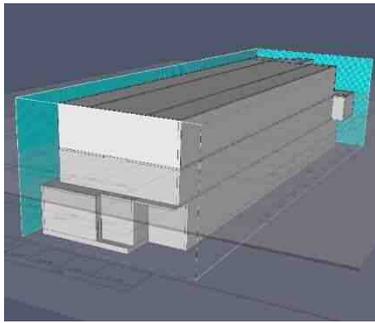


図 1

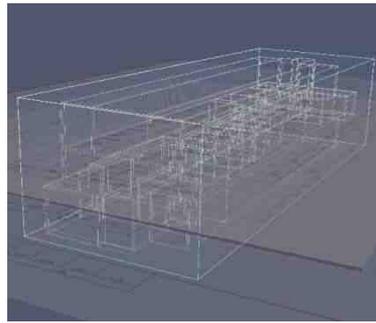


図 2

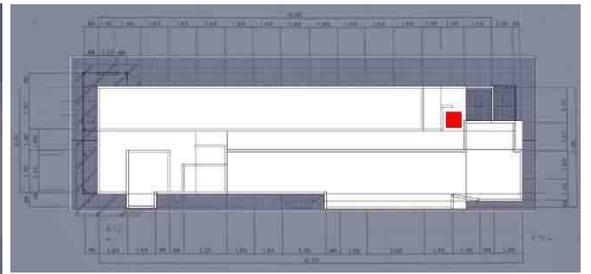


図 3

ガス温度分布(廊下中央断面)

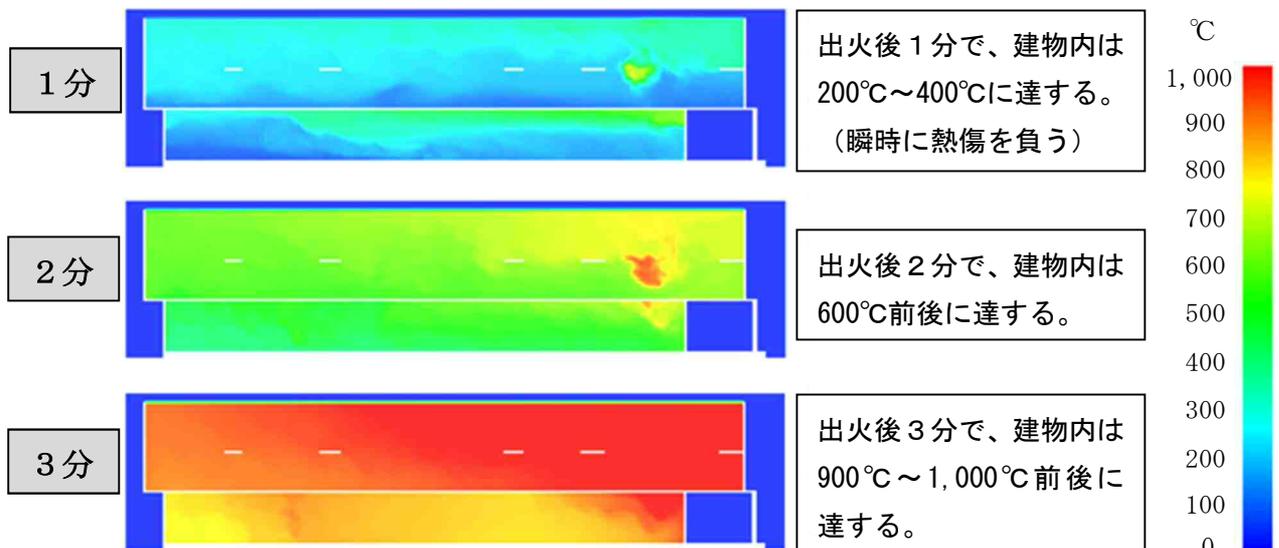


図 4

出火後1分で「温度」、「煙の濃度」とともに避難限界に達する。

減光係数分布(廊下中央断面)

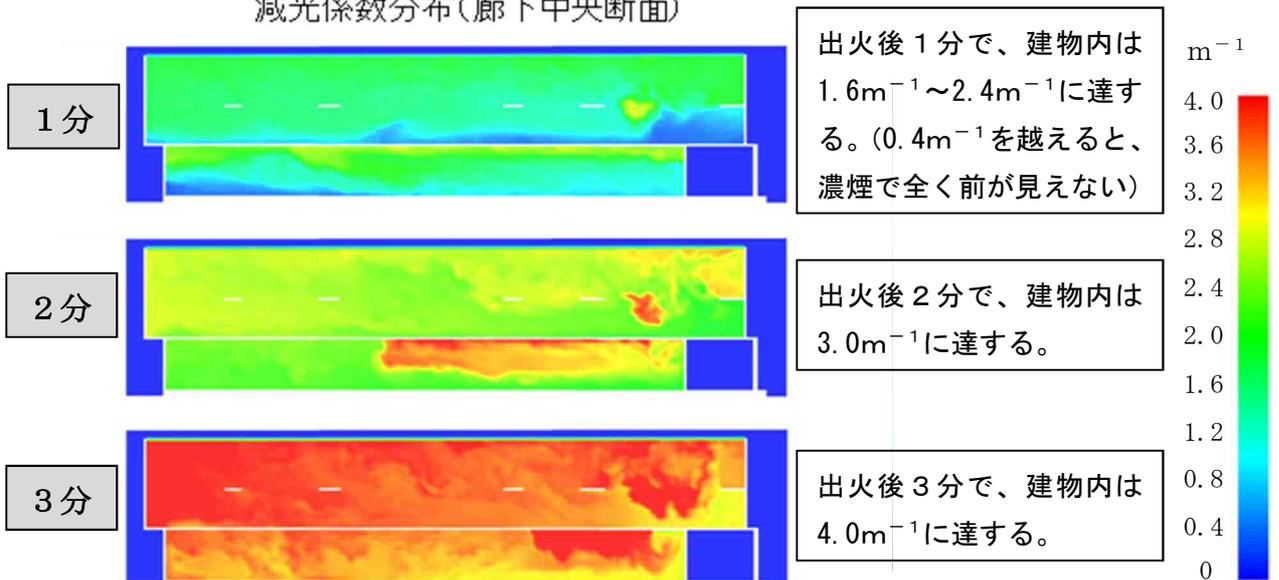


図 5

【消防庁消防研究センター提供資料】